

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十三号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百九十二条の二」を「第百九十二条」に改める。

第百九十二条を削り、第百九十二条の二を第百九十二条とする。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県立三沢航空科学館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十四号

青森県立三沢航空科学館条例の一部を改正する条例

青森県立三沢航空科学館条例（平成十五年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（指定管理者に管理を行わせた場合の使用料金の納入等）

第五条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）第二条の規定により同条に規定する指定管理者

（以下「指定管理者」という。）に航空科学館の管理を行わせることとした場合は、航空科学館の施設（食堂施設及び売店施設を除く。）を使用する者は、第三条の規定にかかわらず、その使用に係る料金（以下「使用料金」という。）を当該指定管理者に納入しなければならない。

2 使用料金の額は、別表第一号に定める使用料及び第三条第二項の知事が別に定める使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。使用料金の額を変更する場合も、同様とする。

3 第一項の規定により指定管理者に納入された使用料金は、当該指定管理者の収入とする。

4 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、知事の承認を受けて使用料金の全部又は一部を免除することができる。

第六条中「条例」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例」を加える。

別表中「第三条」の下に「第五条」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

青森県白神山地ビジターセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十五号

青森県白神山地ビジターセンター条例の一部を改正する条例

青森県白神山地ビジターセンター条例（平成十年六月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「条例」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例」を加え、同条を第五条とする。

第二条の次に次の二条を加える。

（観覧料）

第三条 センターの映像体験ホールにおいて上映する映像を観覧する者は、別表に定める観覧料を納入しなければならない。

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者に管理を行わせた場合の観覧料金の納入等）

第四条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）第二条の規定により同条に規定する指定管理者

（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることとした場合は、センターの映像体験ホールにおいて上映する映像を観覧する者は、

前条第一項の規定にかかわらず、その観覧に係る料金（以下「観覧料金」という。）を当該指定管理者に納入しなければならない。

2 観覧料金の額は、別表に定める観覧料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。観覧料金の額を変

更する場合も、同様とする。

3 第一項の規定により指定管理者に納入された観覧料金は、当該指定管理者の収入とする。

4 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、知事の承認を受けて観覧料金の全部又は一部を免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第三条、第四条関係）

区		分	金	額（一回につき）
個人	一般	小学校児童、中学校生徒及び中等教育学校前期課程生徒		百円
	一般	小学校児童、中学校生徒及び中等教育学校前期課程生徒		二百円
団体（二十人以上のものに限る。）	一般	小学校児童、中学校生徒及び中等教育学校前期課程生徒		二百円に人数を乗じて得た額の十分の八に相当する額
	一般	小学校児童、中学校生徒及び中等教育学校前期課程生徒		二百円に人数を乗じて得た額の十分の八に相当する額

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

青森県立保健大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十六号

青森県立保健大学条例の一部を改正する条例

青森県立保健大学条例（平成十年十二月青森県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「附属図書館」の下に、「健康科学教育センター及び健康科学研究センター」を加え、同条第二項を削る。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（受講料等）

第六条 健康科学教育センターの行う次の各号に掲げる研修を受講する者は、当該各号に定める受講料を納入しなければならない。

- 一 認定看護師教育課程 六十八万円（県内者以外の者にあつては、七十万円）
- 二 看護管理者教育課程 十五万円

2 前項第一号の認定看護師教育課程の受講を志願する者は、三万円の研修受講検定料を納入しなければならない。

3 既に納入した受講料及び研修受講検定料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

4 第一項において「県内者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- 一 受講する研修を開始する日の一年前から引き続き県内に住所を有している者
- 二 受講する研修を開始する日の一年前から引き続き県内にその配偶者又は一親等の親族が住所を有している者
- 三 知事が前二号に掲げる者に準ずると認める者

5 前各項に定めるもののほか、受講料及び研修受講検定料の納入について必要な事項は、規則で定める。

別表第一中「五二〇、八〇〇円」を「五三五、八〇〇円」に、「二四、四〇〇円」を「二四、八〇〇円」に、「二八、九〇〇円」を「二九、七〇〇

円」に改める。

別表第二中「第六条」を「第七条」に改める。

附則

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

2 平成十一年度に入学者に係る授業料の額は、改正後の青森県立保健大学条例別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

青森県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第二十七号

青森県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県薬事法関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）附則第十七条第二項の規定に基づき行う同法第二条の規定による改正後の法（以下「新法」という。）第三十九条第一項の規定による高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）の販売業又は賃貸業の許可に関する事務」を削り、同条第一号中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第二号から第六号までを次のように改める。

二 法第十二条第一項及び政令第八十条第一項第一号の規定による医薬品の製造販売業の許可並びに法第十二条第一項及び政令第八十条第二項第一

号の規定による医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器（以下「医薬品等」という。）の製造販売業の許可並びに法第十二条第二項の規定によるこれらの許可の更新に関する事務

三 法第十三条第二項及び政令第八十条第一項第二号の規定による医薬品の製造業の許可並びに法第十三条第二項及び政令第八十条第二項第三号の規定による医薬品等の製造業の許可並びに法第十三条第三項の規定によるこれらの許可の更新に関する事務

四 法第十三条第七項において準用する同条第二項及び政令第八十条第一項第二号の規定による医薬品の製造業の許可の区分の変更及び追加の許可並びに法第十三条第七項において準用する同条第二項及び政令第八十条第二項第三号の規定による医薬品等の製造業の許可の区分の変更及び追加の許可に関する事務

五 法第十四条第一項及び政令第八十条第一項第一号の規定による医薬品の製造販売の承認並びに法第十四条第一項及び政令第八十条第二項第五号の規定による医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造販売の承認並びに法第十四条第九項及び政令第八十条第一項第一号の規定による医薬品の製造販売の承認事項の変更の承認並びに法第十四条第九項及び政令第八十条第二項第五号の規定による医薬品、医薬部外品又は医療機器の承認事項の変更の承認に関する事務

六 法第十四条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）及び政令第八十条第二項第七号の規定による医薬品、医薬部外品又は医療機器の適合性調査に関する事務

第一条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十九号中「第四条第一項」を「第四十六条第一項」に、「及び医薬品」を「医薬品」に改め、「販売業」の下に「及び高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業」を加え、同号を同条第二十二号とし、同条第十八号中「第三条」を「第四十五条」に、「及び医薬品の販売業」を「医薬品の販売業及び高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第十六号及び第十七号を削り、同条第十五号中「第一条の四の四第一項」を「第十三条第一項」に改め、同号

を同条第二十号とし、同条第十四号中「第一条の四の三第一項」を「第十二条第一項」に改め、同号を同条第十九号とし、同号の前に次の六号を加える。

十三 法第三十九条第二項の規定による高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）の販売業又は賃貸業の許可及び同条第四項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の更新に関する事務

十四 法第四十条の二第二項及び政令第八十条第二項第三号の規定による医療機器の修理業の許可並びに法第四十条の二第三項の規定による医療機器の修理業の許可の更新に関する事務

十五 法第四十条の二第六項において準用する同条第二項及び政令第八十条第二項第三号の規定による修理区分の変更及び追加の許可に関する事務

十六 法第八十条第一項及び政令第八十条第二項第七号の規定による輸出用の医薬品、医薬部外品又は医療機器の適合性調査に関する事務

十七 政令第五条第一項及び同条第四項の規定により読み替えて適用される同条第二項の規定による医薬品等の製造販売業の許可証の書換え交付に関する事務

十八 政令第六条第一項及び同条第五項の規定により読み替えて適用される同条第二項の規定による医薬品等の製造販売業の許可証の再交付に関する事務

第一条に次の二号を加える。

二十三 政令第五十五条において準用する政令第十二条第一項及び同条第四項の規定により読み替えて適用される同条第二項の規定による医療機器の修理業の許可証の書換え交付に関する事務

二十四 政令第五十五条において準用する政令第十三条第一項及び同条第五項の規定により読み替えて適用される同条第二項の規定による医療機器の修理業の許可証の再交付に関する事務

別表第一号中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改め、同表第二号中「第五条第二項」を「第四条第二項」に改め、同表第三号から第十一号までを次のように改める。

		<p>三 法第十二条第一項の規定による医薬品等の製造販売業の許可を受けようとする者</p>		<p>医薬品等製造販売業許可申請手数料</p>	
化粧品	<p>医薬部外品</p>		<p>医薬品</p>		
	<p>イ 政令第二十条第二項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品（以下「適合性調査対象医薬部外品」という。）の製造販売をする製造販売業</p>	<p>ロ イに掲げる製造販売業以外の製造販売業</p>	<p>イ 第一種医薬品製造販売業（八に掲げるものを除く。）</p>	<p>ロ 第二種医薬品製造販売業（八に掲げるものを除く。）</p>	<p>十五万千六百元</p>
		<p>十四万三千三百円</p>	<p>ハ 政令第三条第三号に規定する薬局製造販売医薬品（以下「薬局製造販売医薬品」という。）の製造販売をする製造販売業</p>	<p>六千五百円</p>	<p>十四万三千三百円</p>
		<p>七万千三百円</p>			<p>七万千三百円</p>

五 法第十三条第一項の規定によ	四 法第十二条第二項の規定によ る医薬品等の製造販売業の許可 の更新を受けようとする者										
	医薬品等製造販売 業許可更新申請手 数料										
医薬品等製造業許	医療機器			化粧品	医薬部外品			医薬品			医療機器
	イ	ハ	ロ		イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ	
医薬品（体	イ	ハ	ロ	イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ	イ	
葉事法施行規則（昭和三十	イ	ハ	ロ	イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ	イ	
	八	口	イ	イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ	イ	
	第三種医療機器製造販売業	第二種医療機器製造販売業	第一種医療機器製造販売業	適合性調査対象医薬部外品の製造販売をする製造販売業	イに掲げる製造販売業以外の製造販売業	薬局製造販売医薬品の製造販売をする製造販売業	第一種医薬品製造販売業（八に掲げるものを除く。）	第二種医薬品製造販売業（八に掲げるものを除く。）	第三種医療機器製造販売業	第二種医療機器製造販売業	第一種医療機器製造販売業
	八万五千二百円	十萬五千百円	十一万六百元	五万六千四百円	五万六千四百円	五千二百円	十一万六百元	十萬五千百円	十一万六百元	十四万三千三百円	十五万六百元

る医薬品等の製造業の許可を受
けようとする者

可申請手数料

<p>医薬品（体 外診断用医 薬品に限 る。</p>	<p>外診断用医 薬品を除 く。）</p>					
<p>イ 省令第二十六条第三項第一 号に規定する無菌医薬部外品</p>	<p>イ 口に掲げる製造業以外の製 造業</p>	<p>ロ 医薬品の製造工程のうち包 装、表示又は保管のみを行う 製造業</p>	<p>ニ イ、ロ及びハに掲げる製造 業以外の製造業</p>	<p>ハ 薬局製造販売医薬品を製造 する製造業</p>	<p>ロ 医薬品の製造工程のうち包 装、表示又は保管のみを行う 製造業</p>	<p>六年厚生省令第一号。以下 「省令」という。（第二十六 条第一項第三号に規定する無 菌医薬品（以下「無菌医薬品 という。）の製造工程の全部 又は一部を行う製造業（ロに 掲げるものを除く。）</p>
<p>八万五千二百円</p>	<p>六万五千六百円</p>	<p>三万九百円</p>	<p>六万五千六百円</p>	<p>一万千円</p>	<p>三万九百円</p>	

		医療機器		化粧品		
<p>口 医療機器の製造工程のうち るものを除く。)</p>	<p>イ 省令第二十六条第五項第二号に規定する滅菌医療機器（以下「滅菌医療機器」という。）の製造工程の全部又は一部を行う製造業（口に掲げるものを除く。）</p>	<p>イ 省令第二十六条第五項第二号に規定する滅菌医療機器（以下「滅菌医療機器」という。）の製造工程の全部又は一部を行う製造業（口に掲げるものを除く。）</p>	<p>口 化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業</p>	<p>イ 口に掲げる製造業以外の製造業</p>	<p>ハ イ及びロに掲げる製造業以外の製造業</p>	<p>口 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業</p>
<p>三万九百円</p>	<p>八万五千二百円</p>	<p>三万九百円</p>	<p>五万七百元</p>	<p>五万七百元</p>	<p>三万九百円</p>	<p>(以下「無菌医薬部外品」という。)の製造工程の全部又は一部を行う製造業(口に掲げるものを除く。)</p>

医療機器		化粧品			
ハ イ及びロに掲げる製造業以外の製造業	ロ 医療機器の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業	イ 滅菌医療機器の製造工程の全部又は一部を行う製造業 (ロに掲げるものを除く。)	ロ 化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業	イ ロに掲げる製造業以外の製造業	ハ イ及びロに掲げる製造業以外の製造業
五万八千円	二万七千四百円	六万四千五百円	二万七千四百円	四万八千円	四万八千円
					ロ 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業
					二万七千四百円
					の全部又は一部を行う製造業 (ロに掲げるものを除く。)

		七 法第十三条第六項の規定による製造業の許可の区分の変更又は追加の許可を受けようとする者		医薬品等製造区分変更等許可申請手数料		医薬品(体外診断用医薬品を除く。)		医薬品(体外診断用医薬品に限る。)		医薬部外品	
イ 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う製造業(口に掲げるものを除く。)		口 医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業		イ 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業(口に掲げるものを除く。)		口 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業		イ 口に掲げる製造業以外の製造業		ハ イ及び口に掲げる製造業以外の製造業	
七万二千四百円		二万八千九百円		七万二千四百円		二万八千九百円		五万六千七百円		四万四千八百円	

		八 法第十四条第一項の規定による医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造販売の承認を受けようとする者					
		医薬品等製造販売承認申請手数料					
		医薬品		医療機器		化粧品	
<p>イ 省令第四十二条第一項第二号に規定する医療用医薬品（以下「医療用医薬品」という。）の製造販売（ロ及びハに掲げるものを除く。）</p> <p>ロ 日本薬局方に収められている医薬品の製造販売（八に掲</p>		<p>ハ イ及びロに掲げる製造業以外の製造業</p>		<p>イ 滅菌医療機器の製造工程の全部又は一部を行う製造業（ロに掲げるものを除く。）</p> <p>ロ 医療機器の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業</p>		<p>イ ロに掲げる製造業以外の製造業</p> <p>ロ 化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業</p>	
<p>四万四千二百円</p>		<p>十九万六千円</p> <p>五万六千七百円</p>		<p>二万八千九百円</p> <p>七万二千四百円</p>		<p>二万八千九百円</p> <p>四万四千八百円</p>	

<p>九 法第十四条第六項の規定による医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の適合性調査（同条第一項又は第九項の規定による承認を受けよつとするとときに受けるものに限る。）又は法第八十条第一項の規定による輸出用の医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の適合性調査（製造をしよつとするとときに受けるものに限る。）を受けよつとする者</p>		<p>医薬品等承認申請時等適合性調査申請手数料</p>			
<p>医療機器</p>	<p>医薬品（体外診断用医薬品を除く。）</p>	<p>イ 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う製造業に係るもの（口に掲げるものを除く。）</p>	<p>四万千三百円</p>	<p>けるものを除く。）</p>	
		<p>ロ 医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業に係るもの</p>	<p>二万七千六百円</p>		
<p>医薬部外品</p>	<p>医薬品（体外診断用医薬品に限る。）</p>	<p>ハ イ及びロに掲げるもの以外のもの</p>	<p>三万四千円</p>	<p>八 薬局製造販売医薬品の製造販売</p>	<p>九十円</p>
		<p>イ ロに掲げるもの以外のもの</p>	<p>三万四千円</p>		
<p>医療機器</p>	<p>医薬品（体外診断用医薬品に限る。）</p>	<p>ロ 医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業に係るもの</p>	<p>二万七千六百円</p>	<p>四万四千二百円</p>	

<p>第十 法第十四条第六項の規定による医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の適合性調査又は法第</p>	
<p>性調査申請手数料</p>	<p>医薬品等定期適合</p>
<p>医薬品(体外診断用医薬品を除</p>	<p>医療機器 医薬部外品</p>
<p>イ 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う製造業に係るもの(口に掲げるものを除</p>	<p>イ 滅菌医療機器の製造工程の全部又は一部を行う製造業に係るもの(口に掲げるものを除く。)</p> <p>ロ 医療機器の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業に係るもの</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもの以外のもの</p>
<p>十万二千七百円に、製造品目の数に二千八百円を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>四万三千三百円</p> <p>二万七千六百円</p> <p>三万四千円</p> <p>二万七千六百円</p> <p>四万三千三百円</p>

八十条第一項の規定による輸出用の医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の適合性調査を受けようとする者（前号に掲げる者を除く。）

		く。）		く。）	
医薬部外品		医薬品（体外診断用医薬品に限る。）		医薬品（体外診断用医薬品に限る。）	
イ 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業に係るもの（口に掲げるものを除く。）	ロ 医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業に係るもの	イ 口に掲げるもの以外のもの	ロ 医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業に係るもの	イ 口に掲げるもの以外のもの	ロ 医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業に係るもの
十万二千七百円に、製造品目の数に二千八百円を乗じて得た額を加算した額	五万五千八百円に、製造品目の数に五百円を乗じて得た額を加算した額	七万七千七百円に、製造品目の数に千五百円を乗じて得た額を加算した額	五万五千八百円に、製造品目の数に五百円を乗じて得た額を加算した額	七万七千七百円に、製造品目の数に千五百円を乗じて得た額を加算した額	五万五千八百円に、製造品目の数に五百円を乗じて得た額を加算した額
	七万七千七百円に、製造品目の				

		<p>十一 法第十四条第九項の規定による医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造販売の承認事項の変更の承認を受けようとする者</p>			
		<p>医薬品等製造販売 変更承認申請手数料</p>			
		<p>医薬品</p>		<p>医療機器</p>	
<p>二 イ、ロ及びハに掲げる製造販売</p>	<p>ハ 薬局製造販売医薬品の製造販売</p>	<p>イ 医療用医薬品の製造販売（ロ及びハに掲げるものを除く。）</p> <p>ロ 日本薬局方に収められている医薬品の製造販売（ハに掲げるものを除く。）</p>	<p>イ 滅菌医療機器の製造工程の全部又は一部を行う製造業に係るもの（ロに掲げるものを除く。）</p> <p>ロ 医療機器の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業に係るもの</p>	<p>ハ イ及びロに掲げるもの以外のもの</p>	<p>のもの</p>
<p>三万九千九百円</p>	<p>九十円</p>	<p>三万二千二百円</p>	<p>九万九千九百円</p>	<p>七万七千七百円に、製造品目の数に千五百円を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>数に千五百円を乗じて得た額を加算した額</p>
				<p>五万五千八百円に、製造品目の数に五百円を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>十万二千七百円に、製造品目の数に二千八百円を乗じて得た額を加算した額</p>

		販売以外の製造販売	
	医薬部外品		三万千二百円
	医療機器		六万七千九百円

別表中第十二号から第十四号までを削り、第十五号を第十二号とし、第十六号から第十八号までを三号ずつ繰り上げ、第二十三号を削り、同表第十二号中「第四条第一項」を「第四十六条第一項」に、「又は医薬品の販売業」を「医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に改め、同号を同表第二十六号とし、同表第二十一号中「第三条第一項」を「第四十五条第一項」に、「又は医薬品の販売業」を「医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に改め、同号を同表第二十五号とし、同表第二十五号中「第一条の四の四第一項」を「第十三条第一項」に、「第一条の七」を「第五十五条」に、「輸入販売業」を「医療機器の修理業」に改め、同号を同表第二十四号とし、同表第十九号中「第一条の四の三第一項」を「第十二条第一項」に、「第一条の七」を「第五十五条」に、「輸入販売業」を「医療機器の修理業」に改め、同号を同表第二十三号とし、同号の前に次のように加える。

	十六 法第三十九条第一項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可を受けようとする者	高度管理医療機器等販売業等許可申請手数料	三万二百円
	十七 法第三十九条第四項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の更新を受けようとする者	高度管理医療機器等販売業等許可更新申請手数料	一万千七百円

<p>十八 法第四十条の二第一項の規定による医療機器の修理業の許可を受けようとする者</p>	<p>医療機器修理業許可申請手数料</p>		<p>六万九千四百円</p>
<p>十九 法第四十条の二第三項の規定による医療機器の修理業の許可の更新を受けようとする者</p>	<p>医療機器修理業許可更新申請手数料</p>		<p>四万七千六百円</p>
<p>二十 法第四十条の二第五項の規定による修理区分の変更又は追加の許可を受けようとする者</p>	<p>医療機器修理区分変更等許可申請手数料</p>		<p>一万七千五百円</p>
<p>二十一 政令第五条第一項の規定による医薬品等の製造販売業の許可証の書換え交付を受けようとする者</p>	<p>医薬品等製造販売業許可証書換え交付手数料</p>		<p>二千円</p>
<p>二十二 政令第六条第一項の規定による医薬品等の製造販売業の許可証の再交付を受けようとする者</p>	<p>医薬品等製造販売業許可証再交付手数料</p>		<p>三千円</p>

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第二十八号

青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に関する条例の一部を改正する条例

青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に関する条例（昭和三十四年一月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第五条第十一号」を「第三十五条第十四号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県児童福祉法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第二十九号

青森県児童福祉法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県児童福祉法関係手数料徴収条例（平成十五年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県児童福祉法関係手数料の徴収等に関する条例

第一条中「第百六十四号」を「第百六十四号。以下「法」という。」第十八条の八第一項に規定する保育士試験、法」に、「徴収」を「徴収等」に改める。

第二条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同条第一号中「児童福祉法」を「法」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 法第十八条の八第一項の規定による保育士試験を受けようとする者

保育士試験受験手数料

一万二千七百円

第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

(指定試験機関に試験事務を行わせた場合の受験手数料の納入等)

第三条 法第十八条の九第一項の規定により知事が保育士試験の実施に関する事務を行わせることとした者(以下「指定試験機関」という。)が行う保育士試験を受けようとする者は、前条の規定にかかわらず、保育士試験受験手数料を指定試験機関に納入しなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納入された保育士試験受験手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

(受験手数料の納入方法)

第四条 保育士試験受験手数料は、県の収入となる額については青森県収入証紙をもって納入し、指定試験機関の収入となる額については当該指定試験機関の試験事務規程に定めるところにより納入しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(青森県保育士試験受験手数料徴収条例の廃止)

2 青森県保育士試験受験手数料徴収条例(平成十二年三月青森県条例第三十四号)は、廃止する。

青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十号

青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例(平成十二年三月青森県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四項及び第七項」を「第五項及び第八項」に改め、「療育給付費用」の下に「特定慢性疾患医療給付費用」を加える。

第二条第二項第三号中「第二項若しくは第六項」を「若しくは第二項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定慢性疾患医療給付費用 法第五十条第五号の二の規定により県が支弁する法第二十一条の九の二に規定する医療の給付(以下「特定慢性疾患医療の給付」という。)に要する費用をいう。

第七条中「療育給付費用」の下に「特定慢性疾患医療給付費用」を加え、同条を第八条とする。

第六条中「療育徴収金」の下に「特定慢性疾患医療納入金、第五条第三項の規定により徴収する徴収金」を加え、同条を第七条とする。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(特定慢性疾患医療給付費用の納入等)

第五条 知事は、特定慢性疾患医療の給付を受ける者又はその扶養義務者のうち規則で定める者に対して、特定慢性疾患医療給付費用を特定慢性疾患医療の給付を行う医療機関に支払うべきことを命ずるものとする。

2 前項の規定により特定慢性疾患医療の給付を行う医療機関に支払わなければならない特定慢性疾患医療給付費用（以下「特定慢性疾患医療納入金」という。）の額は、特定慢性疾患医療の給付を受ける者に係る特定慢性疾患医療給付費用の額の範囲内で、同項に規定する者の負担能力に応じて、規則で定める。

3 知事は、第一項の規定により特定慢性疾患医療納入金を支払うべきことを命じた場合において同項に規定する者が当該特定慢性疾患医療納入金の一部又は一部を支払わなかったため県が当該特定慢性疾患医療納入金に係る特定慢性疾患医療給付費用を支弁したときは、同項に規定する者から、その支払わなかった額を徴収するものとする。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県工業総合研究センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十一号

青森県工業総合研究センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県工業総合研究センター使用料及び手数料徴収条例（平成十五年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

小麦しゃほう機	一時間までごとに	百六十円
---------	----------	------

小麦割砕機	一時間までごとに	百円
-------	----------	----

火入装置	一時間までごとに	六百円
------	----------	-----

火入装置	一時間までごとに	六百円
------	----------	-----

ホットプレス	一時間までごとに	二百七十円
--------	----------	-------

木工刃物研磨機	一時間までごとに	六十円
---------	----------	-----

木材乾燥機	一時間までごとに	九百円
-------	----------	-----

ホットプレス	一時間までごとに	二百七十円
--------	----------	-------

写植機	一時間までごとに	二百三十円
-----	----------	-------

スクリーン枠横型乾燥機	一時間までごとに	二百四十円
-------------	----------	-------

ジェットクリーナー	一時間までごとに	百二十円
-----------	----------	------

を

に改め、同表第一号中

を

に、

熱風乾燥装置	一時間までごとに	百七十円
--------	----------	------

コロイドミル	一時間までごとに	百二十円
--------	----------	------

果汁製造機械	一時間までごとに	四千百円
コロイドミル	一時間までごとに	百二十円

スクリーン枠横型乾燥機	一時間までごとに	二百四十円
ジェットクリーナー	一時間までごとに	百二十円
恒温恒湿装置	一時間までごとに	七百三十円
高速面取盤	一時間までごとに	百二十円

高周波木材加熱装置	一時間までごとに	七百六十円
高速面取盤	一時間までごとに	百二十円
恒温恒湿装置	一時間までごとに	七百三十円
三本ロール機	一時間までごとに	二百十円

に、

を

に改め、同表第四号中

を

真空冷凍乾燥機	一時間までごとに	四百九十円
全自動真空包装機	一時間までごとに	三百九十円
遠赤外線乾燥機	一時間までごとに	六百七十円

を

真空冷凍乾燥機	一時間までごとに	四百九十円
全自動真空包装機	一時間までごとに	三百九十円

に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県発電用施設等所在市町村等企業導入促進基金条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十二号

青森県発電用施設等所在市町村等企業導入促進基金条例等の一部を改正する条例

(青森県発電用施設等所在市町村等企業導入促進基金条例の一部改正)

第一条 青森県発電用施設等所在市町村等企業導入促進基金条例(平成六年三月青森県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(青森県むつ小川原工業基地企業立地促進基金条例の一部改正)

第二条 青森県むつ小川原工業基地企業立地促進基金条例(平成六年三月青森県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(青森県発電用施設等所在市町村等振興基金条例の一部改正)

第二条 青森県発電用施設等所在市町村等振興基金条例(平成十年三月青森県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県地方卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十三号

青森県地方卸売市場条例の一部を改正する条例

青森県地方卸売市場条例（昭和四十七年四月青森県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「方法」の下に「（委託手数料に関する事項にあつては、規則で定めるもの）」を加え、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法

第五条第二項及び第六条第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十五条の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に効力を有する卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十五条の許可を受けて開設されている地方卸売市場（以下「既設地方卸売市場」という。）を開設している者は、改正後の青森県地方卸売市場条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により必要となる業務規程の変更につき、平成十七年九月三十日までに、同法第六十四条第一項の規定による承認の申請をしなければならない。
- 3 既設地方卸売市場の業務規程は、平成十七年十一月三十日（同日までに前項の申請に係る業務規程の変更の承認の処分があつた既設地方卸売市場にあつては当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生する日、平成十七年十一月三十日までに同項の申請に係る業務規程の変更の承認又は変更の承認の拒否の処分がなかつた既設地方卸売市場にあつては当該変更の承認又は変更の承認の拒否の処分があつた日（当該変更の承認の処分があつた日後に当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日））までは、改正後の条例の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と改正後の条例の規定が抵触するときは、当該抵触する部分については、改正後の条例の規定は、適用しない。

青森県農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十四号

青森県農業大学校条例の一部を改正する条例

青森県農業大学校条例（昭和三十九年四月青森県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「農業改良普及員その他」を削る。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県家畜検査手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十五号

青森県家畜検査手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県家畜検査手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中

ヨ一ネ病	四百五十円
------	-------

を

ヨ一ネ病	四百五十円
ブルセラ病及びヨ一ネ病の検査を同時に受ける場合	五百七十円

に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県酪農振興センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十六号

青森県酪農振興センター条例の一部を改正する条例

青森県酪農振興センター条例（昭和四十四年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「二百二十頭」を「三百六十頭」に、「三百頭」を「六十頭」に改める。

第九条を削る。

第十条中「条例」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）」を加え、同条を第九条とする。

別表第一号を次のように改める。

一 第二条第一項第一号の規定により飼養管理する場合の使用料（人工授精料を含む。）

一頭一日につき 四百八十円

別表第二号の表中「二百五十円」を「三百六十円」に改める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第三条及び別表の改正規定並びに次項の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

2 別表の改正規定の施行の際現に受けている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県小型漁船総トン数測度手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十七号

青森県小型漁船総トン数測度手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県小型漁船総トン数測度手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県小型漁船総トン数測度手数料徴収条例

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この条例は、小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和二十八年政令第二百五十九号。以下「政令」という。）第一条第一項及び第三項の規定による小型漁船の総トン数の測度の測度の手数料の徴収に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条の見出しを「（小型漁船総トン数測度手数料の納入）」に改め、同条中「別表に掲げる」を「政令第一条第一項又は第三項の規定による小型漁船の総トン数の測度を受けよとする」に、「同表」を「別表」に、「手数料」を「小型漁船総トン数測度手数料」に改める。

第三条から第五条までの規定（見出しを含む。）中「手数料」を「小型漁船総トン数測度手数料」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区	分		金額
	全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度	全部の容積の測度及び上甲板下全部の容積の測度以外の測度	
総トン数五トン以上二十トン未満の小型漁船	全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度	全部の容積の測度及び上甲板下全部の容積の測度以外の測度	一隻につき 三万七千円
総トン数三トン以上五トン未満の小型漁船	全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度	全部の容積の測度及び上甲板下全部の容積の測度以外の測度	一隻につき 一万九千円
	全部の容積の測度及び上甲板下全部の容積の測度以外の測度		一隻につき 一万四千円
総トン数三トン未満の小型漁船			一隻につき 七百五十円 (実測を要する場合にあっては、一万四千円)

附 則

この条例は、平成十七年四月二日から施行する。

青森県特殊車両通行許可手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十八号

青森県特殊車両通行許可手数料条例の一部を改正する条例

青森県特殊車両通行許可手数料条例（昭和四十七年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「一件につき千五百円」を「当該受けよつとする許可に係る一通行経路ごとに二百円」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

青森空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十九号

青森空港条例の一部を改正する条例

青森空港条例（昭和三十九年九月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「重量」を「使用」に改め、同条第一項本文を次のように改める。

第三条第二項又は前条の規定により空港施設を使用する者は、国際民間航空条約の附属書十四に定めるところにより決定された航空機等級番号が八十三を超える航空機を使用してはならない。

第五条第二項を削り、同条第三項中「第一項ただし書」を「前項ただし書」に、「ひん度」を「頻度」に改め、同項を同条第二項とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

青森県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十号

青森県都市公園条例の一部を改正する条例

青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「命令」の下に「並びに青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）」を加える。

第十七条を次のように改める。

（指定管理者に管理を行わせた場合の使用料金の納入等）

第十七条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に都市公園の管理を行わせることとした場合は、第五条第一項又は第六条第一項の規定による許可を受けた者は、前条第一項の規定にかかわらず、その使用に係る料金（以下「使用料金」という。）を当該指定管理者に納入しなければならない。

2 使用料金の額は、別表第二第三号から第五号までに定める使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。使用料金の額を変更する場合も、同様とする。

3 第一項の規定により指定管理者に納入された使用料金は、当該指定管理者の収入とする。

4 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて使用料金を減免することができる。

別表第一青森県総合運動公園の項中
「庭球場
蹴球場」
を削る。

別表第二中「第十六条」の下に「第十七条」を加え、同表第四号アの表庭球場の項及び蹴球場の項を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第一の改正規定並びに別表第二第四号アの表庭球場の項及び蹴球場の項を削る改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十一号

青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条の二第一項」を「第二十三条の二」に改める。

別表第二号中「一万三千九百円」を「一万五千百円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十二号

青森県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例

青森県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成十年十二月青森県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「委託し」を「行わせ」に、「当該委託」を「当該管理の業務」に改める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十一号）による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二

第三項の規定に基づき公の施設の管理の委託を受けたものの出納その他の事務の執行で当該委託に係るものの外部監査契約に基づく監査については、
なお従前の例による。

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県条例第四十三号

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

青森県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第二項中「及び第四号」を削る。

第二条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第三条中「第四号」を「第三号」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。



青森県水族館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県条例第四十四号

青森県水族館条例の一部を改正する条例

青森県水族館条例（昭和五十八年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

(指定管理者に管理を行わせた場合の利用料金の納入等)

第六条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)第二条の規定により同条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に水族館の管理を行わせることとした場合は、水族館を利用しようとする者は、第三条の規定にかかわらず、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者に納入しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める入館料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。利用料金の額を変更する場合も、同様とする。

3 第一項の規定により指定管理者に納入された利用料金は、当該指定管理者の収入とする。

4 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、知事の承認を受けて利用料金を減免することができる。

第七条中「条例」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例」を加える。

別表中「第三条」の下に「第六条」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

青森県営駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県営駐車場条例の一部を改正する条例

青森県営駐車場条例（昭和五十九年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を次のように改める。

（設置）

第一条 一般公衆の利用に供するため、青森市に青森県営駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

（収容台数）

第二条 駐車場の収容台数は、五百十台とする。

第八条中「条例」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）」を加え、「管理運営」を「管理」に改める。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第八条の改正規定（「管理運営」を「管理」に改める部分を除く。）は、規則で定める日から施行する。

青森県教科用図書選定審議会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三村申吾

青森県教科用図書選定審議会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例

青森県教科用図書選定審議会の委員の定数等に関する条例（昭和三十九年四月青森県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二十人」を「十七人」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十七号

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例

青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和五十年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「独立行政法人日本学生支援機構」を「財団法人青森県育英奨学会」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十八号

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例

青森県学校職員定数条例（昭和三十六年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「三、五〇五人」を「三、四三二人」に、「二一〇人」を「二二六人」に、「一、二一九人」を「一、二五五人」に、「三、五九〇人」を「三、五八三人」に、「六、一三二人」を「六、一三一人」に、「二四、五七二人」を「二四、五〇二人」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県生涯学習審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十九号

青森県生涯学習審議会設置条例の一部を改正する条例

青森県生涯学習審議会設置条例（平成四年三月青森県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第二条第一項中「二十五人」を「二十人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県営スケート場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十号

青森県営スケート場条例の一部を改正する条例

青森県営スケート場条例（昭和六十年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（指定管理者に管理を行わせた場合の使用料金の納入等）

第七条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）第二条の規定により同条に規定する指定管理者

（以下「指定管理者」という。）にスケート場の管理を行わせることとした場合は、使用者（食堂施設又は売店施設の利用者を除く。）は、第四条

第一項の規定にかかわらず、その使用に係る料金（以下「使用料金」という。）を当該指定管理者に納入しなければならない。

2 使用料金の額は、別表第一号から第四号までに定める使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。使用料金の額を変更する場合も、同様とする。

3 第一項の規定により指定管理者に納入された使用料金は、当該指定管理者の収入とする。

4 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、知事の承認を受けて使用料金の全部又は一部を免除することができる。

第八条中「条例」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例」を加える。

別表中「第四条」の下に「第七条」を加える。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

青森県武道館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十一号

青森県武道館条例の一部を改正する条例

青森県武道館条例（平成十二年三月青森県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（指定管理者に管理を行わせた場合の使用料金の納入等）

第七条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）第二条の規定により同条に規定する指定管理者

（以下「指定管理者」という。）に武道館の管理を行わせることとした場合は、使用者（売店設置等のための使用者及び食堂施設の使用者を除く。）

- は、第四条第一項の規定にかかわらず、その使用に係る料金（以下「使用料金」という。）を当該指定管理者に納入しなければならない。
- 2 使用料金の額は、別表第一号から第五号までに定める使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。使用料金の額を変更する場合も、同様とする。
- 3 第一項の規定により指定管理者に納入された使用料金は、当該指定管理者の収入とする。
- 4 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、知事の承認を受けて使用料金の全部又は一部を免除することができる。
- 第八条中「条例」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例」を加える。
- 別表中「第四条」の下に「第七条」を加える。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十二号

青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例

第一条 青森県警察本部組織条例（平成六年十月青森県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中(㉔)及び(㉕)を削り、(㉖)を(㉔)とし、(㉗)を(㉕)とし、(㉘)を(㉖)とし、(㉙)の次に次のように加える。

(九) 人事、定員及び給与に関すること。

(十) 監察に関すること。

第三条第一号(四)中「及び監察」を削り、同号中(五)を(四)とし、(六)を(五)とし、(七)を(六)とし、(八)を(七)とし、(九)の次に次のように加える。

(五) 福利厚生に関すること。

第三条第三号中(一)を削り、(二)を(一)とし、(四)を(三)とし、(五)を(四)とし、同号に次のように加える。

(五) 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

(六) 組織犯罪の取締りに関すること（他の部の所掌に属するものを除く。）。

(七) 国際捜査共助に関すること。

第三条第五号中(一)から(五)までを削り、(六)を(一)とし、(七)を(二)とし、同号に次のように加える。

(四) 警備実施に関すること。

(五) 災害警備に関すること。

(六) 機動隊に関すること。

(七) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

第二条 青森県警察本部組織条例の一部を次のように改正する。

第三条第一号中(甲)を(乙)とし、(乙)を(甲)とし、(丙)を(乙)とし、(丁)を(丙)とし、(戊)を(丁)とし、(己)を(戊)とし、(庚)を(己)とし、(辛)を(庚)とし、(壬)を(辛)と

し、(十)を(壬)とし、(九)を(十)とし、(八)の次に次のように加える。

(九) 個人情報の保護に関すること。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成十七年三月青森県条例第二十一号）附則第一項ただし書に規定する日から施行する。

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十三号

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例

青森県警察職員定員条例（昭和二十九年六月青森県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中「九五入」を「九六入」に、「二九四入」を「二九五入」に、「六二二入」を「六三〇入」に、「六四一人」を「六五〇入」に、「六五九入」を「六六九入」に、「二、二二〇人」を「二、二四〇人」に、「二、六〇九人」を「二、六三九人」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県条例第五十四号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第一百一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び道路交通法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十一号）附則第二条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の法（以下「旧法」という。）第百八条の二第一項第十一号の規定による講習に関する事務」を削る。

別表第七号中「千七百五十円」を「千六百五十円」に改め、同表第八号中「三千三百五十円」を「三千二百円」に改め、同表第十四号中「二千二百五十円」を「二千百円」に改め、同表第二十号を削る。

附 則

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県人事委員会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十五号

青森県人事委員会設置条例の一部を改正する条例

青森県人事委員会設置条例（昭和二十六年三月青森県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「委員のうち、委員長は常勤とし、その他の委員は」を「委員は、」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県改良普及員資格試験に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十六号

青森県改良普及員資格試験に関する条例を廃止する条例

青森県改良普及員資格試験に関する条例（昭和二十七年十二月青森県条例第八十九号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県地域農業改良普及センター設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十七号

青森県地域農業改良普及センター設置条例を廃止する条例

青森県地域農業改良普及センター設置条例（昭和三十九年四月青森県条例第四十四号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県林業改良指導員資格試験に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十八号

青森県林業改良指導員資格試験に関する条例を廃止する条例

青森県林業改良指導員資格試験に関する条例（昭和三十二年十二月青森県条例第五十五号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

市町村の合併に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県条例第五十九号

市町村の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

(青森県行政機関設置条例の一部改正)

第一条 青森県行政機関設置条例(昭和三十六年一月青森県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項の表三戸地方農林水産事務所の項中「上北町」を削り、同表北地方農林水産事務所の項中「五所川原市」を「旧五所川原市」に、「市浦村及び小泊村」を「旧市浦村及び旧小泊村」に改め、同表上北地方農林水産事務所の項中「天間林村」を削り、同表西地方農林水産事務所の項中「市浦村、小泊村」を「旧市浦村、旧小泊村」に改め、同条第七項の表西地方農林水産事務所の項中「市浦村、小泊村」を「旧市浦村、旧小泊村」に改める。

(青森県立自然ふれあいセンター条例の一部改正)

第二条 青森県立自然ふれあいセンター条例(平成四年三月青森県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表中「南津軽郡浪岡町」を「青森市」に改める。

(青森県十二湖エコ・ミュージアムセンター条例の一部改正)

第三条 青森県十二湖エコ・ミュージアムセンター条例(平成十一年七月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「西津軽郡岩崎村」を「西津軽郡深浦町」に改める。

第三条中「岩崎村」を「深浦町」に改める。

(青森県流域下水道条例の一部改正)

第四条 青森県流域下水道条例（昭和六十二年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表岩木川流域下水道の項中「弘前市」を「青森市、弘前市」に改め、「浪岡町」及び「常盤村」を削る。

（青森県立学校設置条例の一部改正）

第五条 青森県立学校設置条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

表青森県立青森戸山高等学校の項の次に次のように加える。

青森県立浪岡高等学校	青森市
------------	-----

表青森県立五所川原東高等学校の項の次に次のように加える。

青森県立金本高等学校	五所川原市
------------	-------

表青森県立金本高等学校の項及び青森県立中里高等学校の項を削り、同表青森県立鶴田高等学校の項の次に次のように加える。

青森県立中里高等学校	北津軽郡中泊町
------------	---------

表青森県立浪岡高等学校の項を削り、同表青森県立七戸高等学校の項の次に次のように加える。

青森県立八甲田高等学校	上北郡七戸町
-------------	--------

表青森県立八甲田高等学校の項を削り、同表青森県立川内高等学校の項中「下北郡川内町」を「むつ市」に改め、同表青森県立大畑高等学校の項

中「下北郡大畑町」を「むつ市」に改め、同表青森県立八戸中央高等学校の項の次に次のように加える。

青森県立南郷高等学校	八戸市
------------	-----

表青森県立南郷高等学校の項を削り、同表青森県立青森第二高等養護学校の項の次に次のように加える。

青森県立浪岡養護学校	青森市
------------	-----

表青森県立浪岡養護学校の項を削る。

(青森県立少年自然の家条例の一部改正)

第六条 青森県立少年自然の家条例(昭和四十六年七月青森県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表青森県立下北少年自然の家の項中「下北郡大畑町」を「むつ市」に改める。

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第七条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年六月青森県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

表青森県蟹田警察署の項中「東津軽郡蟹田町」を「東津軽郡外ヶ浜町」に改め、同表青森県浪岡警察署の項中「南津軽郡浪岡町」を「青森市」に改め、同表青森県金木警察署の項中「北津軽郡金木町」を「五所川原市」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表に掲げる管轄区域(青森空港の区域を除く。)は、それぞれ平成十七年三月十三日における行政区画その他の区域によつて表示され
たものとする。

(青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第八条 青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年十二月青森県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第五中「青森市（商業地域）」の下に「（青森市浪岡の商業地域を除く。）」を加える。

別表第六第一号中「青森市（商業地域）」の下に「（青森市浪岡の商業地域を除く。）」を加え、同表第二号中「青森市」の下に「（青森市浪岡大字相沢を除く。）」を加え、「（浪岡町大字相沢を除く。）」を削る。

附則

この条例は、平成十七年三月二十八日から施行する。ただし、第五条中青森県立学校設置条例の表青森県立川内高等学校の項及び青森県立大畑高等学校の項の改正規定、第六条の規定並びに第七条中警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の表に備考を加える改正規定は公布の日から、第一条中青森県行政機関設置条例第十条第三項の表三戸地方農林水産事務所の項及び上北地方農林水産事務所の項の改正規定、第三条の規定並びに第五条中青森県立学校設置条例の表の改正規定（青森県立八甲田高等学校及び青森県立南郷高等学校に係る部分に限る。）は同月三十一日から、第二条の規定、第四条中青森県流域下水道条例第一条第一項の表岩木川流域下水道の項の改正規定（「常盤村」を削る部分を除く。）、第五条中青森県立学校設置条例の表の改正規定（青森県立浪岡高等学校及び青森県立浪岡養護学校に係る部分に限る。）、第七条中警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の表青森県浪岡警察署の項の改正規定及び第八条の規定は同年四月一日から施行する。

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第六十号

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例

青森県議会委員会条例（昭和三十一年九月青森県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表総務企画委員会の項中「特別対策局」を削る。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭